

《高卒求人をお出しいただく事業主のみなさまへ》

はじめに

令和8年3月高校卒業予定者の求人受理が6月から開始されます。

求人申込みにあたっては、事前に「令和7年度 学卒求人説明会兼公正採用選考人権啓発推進員研修会」(以下、「説明会並びに研修会」)を受講していただくことが必須となっています。当所ホームページ上にて求人の申込方法、公正な採用選考の取り組みについての周知・啓発及び資料の配布を行っています。必ず「公正採用選考及び学卒求人のルール」に係る動画の視聴、資料の確認の上、求人を申し込みいただきますようお願いします。

なお、資料については5月19日(月)以降受付窓口(下記参照)においても配布します。

受付窓口・担当

ハローワーク大阪東 1階14番窓口 事業所サービス第1部門 学卒担当

求人受付時間

9時00分～16時00分(月～金)【土・日・休祝日・年末年始休み】

受付開始日

6月2日(月)より開始

6月17日(火)までは予約制での受け付けとなります。予約なしで来所された場合は、当日の受け付けができず、後日来所していただくことになりますので、ご注意ください。

※「新規学卒(高校・中学)求人関係資料」3ページ参照

来所時のお願い

※混雑緩和の為、受付開始日までに来所日時の予約をご協力お願いします。

☆予約方法☆

①ハローワーク大阪東 事業所サービス第1部門 学卒担当へお電話ください。

電話番号:06-6942-4771(43#)

②「高卒求人の予約の件」とお申し出ください。

③当所より郵送された「説明会並びに研修会」のご案内がある場合は、
「封筒の宛名右下の番号」、「事業所名」、「希望日時」をお伝えください。

④「説明会並びに研修会」のご案内がない場合は、
「雇用保険適用事業所番号」、「事業所名」、「希望日時」をお伝えください。

※6月18日以降は、予約不要です。(随時求人の受付を行っています。)

※「令和7年度 学卒求人説明会兼公正採用選考人権啓発推進員研修会」の動画(大阪労働局YouTubeチャンネル)を視聴していない場合は求人受理ができませんので、
ご注意ください。

ハローワーク大阪東の管轄地域

天王寺区、東成区、生野区、城東区、鶴見区、
中央区（安土町、淡路町、和泉町、糸屋町、今橋、上町、内淡路町、内久宝寺町、内平野町、
内本町、大阪城、大手通、大手前、瓦町、神崎町、北久宝寺町、北新町、北浜、北浜東、久
太郎町、高麗橋、粉川町、石町、材木町、島町、十二軒町、城見、船場中央、玉造、釣鐘町、
天満橋京町、常盤町、徳井町、道修町、農人橋、博労町、馬場町、東高麗橋、平野町、備後
町、伏見町、船越町、法円坂、本町、本町橋、松屋町住吉、南久宝寺町、南新町、南本町、
森ノ宮中央、鎗屋町、龍造寺町、谷町1～5丁目）
に所在地がある事業所が管轄となります。

返戻日

返戻日：7月1日（火） 8時45分～16時00分

※混雑緩和のため、返戻時間を指定させていただきます。

返戻場所：ハローワーク大阪東 3階 会議室

持参物：預り証（求人受付時交付）、受付時点での不足書類

7月2日（水）以降はハローワーク大阪東1階 14番窓口にて返戻します。

高卒求人募集の流れ

高卒求人募集については生徒の応募開始日、選考開始日などの日程があらかじめ決められていますのでご注意ください。

※「新規学卒(高校・中学)求人関係資料」1ページ参照

求人の申込方法

①～③のいずれかで求人内容を明記し、提出していただきます。

①求人申込書(高卒)に記載

②昨年度の求人票(高卒)に変更箇所を朱書き修正

(※職種・就業場所が変更の場合も朱書き修正で提出可能)

③求人者マイページより仮登録(6/1以降の入力分のみ有効)

※6/1以前の入力はシステム上、前年度求人と識別されるため、必ず6/1以降に入力した求人票を印刷し、お持ち込みください。

いずれの場合も来所いただいた上で申込みを受け付けます。

※申込方法については「新規学卒(高校・中学)求人関係資料」3～8ページ参照

申込書の記入方法、求人票の見本については

「新規学校卒業予定者の求人・募集の手引き」26～34ページ参照

来所時のお願い

「提出物チェックシート」にて必要書類を確認の上、不足書類がないようにお願いします。

入社承諾書や誓約書などの社用紙を使用する場合には書類の添付もお願いします。

応募・選考

選考については必ず面接を実施した上で選考し、応募書類も所定の様式（近畿高等学校統一応募用紙）のみを使用してください。市販の履歴書や社用紙を用いることはできません。

また、生徒が応募先を決定するための「応募前職場見学」にできる限り、ご協力をお願いします。

選考後、募集人数が充足した場合のみ、募集を終了することができます。（充足しなければ、令和8年6月末まで募集を継続することになりますので必ず必要な人数で募集をしてください。）

内定後、卒業までの間は学業に専念できるよう、実習や研修の実施、資格取得などを求めることがないようにしてください。

※「新規学卒（高校・中学）求人関係資料」9～10ページ参照

公正な採用選考について

採用選考について、本人の適性と能力に基づいて実施してください。

例年、学校を通じて、教育委員会より不適切な質問があったことが報告されています。

問題事象があった場合、ハローワークより事業所へ事実確認・指導を行います。

※「新規学卒(高校・中学)求人関係資料」11～13ページ参照

選考方法については「新規学校卒業予定者の求人・募集の手引き」を参考に、事前に面接マニュアルを作成するなど、質問内容について十分な検討を行ってください。

最後に

新規学校卒業予定者の就職活動は、学校生活から職業生活に入る人生の大きな転機となり、その過程が適切に行われるかどうかで、その将来が左右されることにもなります。

事業主のみなさまには、採用計画から入社に至る過程において、「新規学卒(高校・中学)求人関係資料」、「新規学校卒業予定者の求人・募集の手引き」を一読いただき、責任のある対応をお願いします。